

こどもの権利条例他自治体例

【資料2】

自治体	世田谷区	西東京市	武蔵野市	杉並区	国立市	文京区
条例名称	世田谷区子どもの権利条例	西東京市子ども条例	武蔵野市子どもの権利条例	杉並区子どもの権利に関する条例	国立市子ども基本条例	(仮称)文京区子どもの権利に関する条例(案)
施行	平成25年4月1日施行 令和7年4月1日改正施行	平成30年10月1日施行	令和5年4月1日施行	令和7年4月1日施行	令和7年4月1日施行	令和8年4月1日施行予定 (策定中)
前文	あり	あり	あり	あり	あり	あり
前文こどもの声	●あり	なし	●あり	なし	なし	●あり
前文内容	●こどもの意見表明 (こどもの思い・大人へのメッセージ) ・区の決意表明 ・大人の決意表明	・大人、地域、市の決意表明	・理念、市の決意表明 ●こどもの声	・大人の決意表明	・こどもへのメッセージ ・大人の思い ・市の決意表明	●こどもからの声 ・区の宣言
構成	前文	前文	前文	前文	前文	前文
	第1章 総則 ・条例制定の趣旨 ・言葉の意味 ●条例の目標	第1章 総則 ・目的 ・言葉の意味 ・市等の役割 ・連携	第1章 総則 ・目的 ・言葉の意味	第1章 総則 ・目的 ・定義 ・基本理念	第1章 総則 ・目的 ・定義 ・基本理念 ・市等の役割	1 目的 2 言葉の意味 3 基本理念
	第2章 子どもの権利 ・基本となる権利 ・自分らしくいられる権利 ・豊かに過ごす権利 ・社会から守られ、支援を受ける権利 ・自分で自分のことを決める権利 ・意見表明し、参加・参画する権利	第2章 子どもの生活の場における支援と支援者への支援 ・保護者と家庭への支援 ・育ち学ぶ施設とその職員への支援 ・地域と市民への支援	第2章 保障すべき子どもの権利 ・子どもにとって大切な子どもの権利 ・子どもの権利の普及啓発 ・子どもの権利を学ぶ機会の保障	第2章 子どもの権利の保障等 ・子どもの権利保障 ・暴力等の禁止等	第2章 子どもの権利 ・子どもの権利 ・安心して生きる権利 ・自分らしく心豊かに育つ権利 ・意見を表明する権利、意見が尊重される権利及び参加する権利	4 こどもの権利 ・安心して生きる、過ごすための権利 ・成長と可能性に関する権利 ・必要な支援を受け、守られる権利 ・意見等の表明と仲間づくりに関する権利
第3章 子ども・子育てを支え合う地域づくり ・保護者の役割など ・学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者の責務 ・区民・団体・事業者の役割 ・区の責務 ・地域の中で支える子どもにやさしいまちづくり	第3章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進 ・虐待の防止 ・いじめその他の権利侵害への対応 ・子どもの貧困の防止 ・健康と環境 ・子どもの居場所 ・子どもの意見表明や参加 ・子どもの権利の普及	第3章 子どもの権利を保障するための役割 ・市の役割 ・市民の役割 ・保護者の役割 ・育ち学ぶ施設の役割	第3章 区の債務及び保護者、子ども関係施設等、区民等の役割 ・区の債務 ・保護者の役割 ・子ども関係施設等の役割 ・区民の役割 ・事業者の役割	第3章 子どもの権利の保障 ・家庭における権利の保障 ・育ち学ぶ施設における権利の保障 ・地域における権利の保障 ・不当な取扱い等の禁止	5 区の役割 6 保護者の役割 7 区民等の役割 8 育ち学ぶ施設の役割	

自治体	世田谷区	西東京市	武蔵野市	杉並区	国立市	文京区	
構成	<p>第4章 基本となる政策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や思いの尊重</li> <li>・子どもの居場所づくり</li> <li>・虐待の予防など</li> <li>・いじめや差別の予防など</li> <li>・貧困などの対策</li> <li>・健康と環境づくり</li> <li>・子どもの権利学習の支援</li> <li>・子育て支援ネットワークの形成</li> <li>・人材育成</li> <li>・普及啓発</li> </ul>	<p>第4章 子どもの相談・救済</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利擁護委員の設置</li> <li>・定数と委嘱の基準</li> <li>・任期</li> <li>・相談・調査に関する専門員の設置</li> <li>・擁護委員の職務</li> <li>・要請や意見表明の尊重</li> <li>・擁護委員の独立性の確保と活動への協力</li> <li>・見守り等の支援</li> <li>・活動の報告と公表</li> </ul>	<p>第4章 子どもを支える人々への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者と家庭への支援など</li> <li>・育ち学ぶ施設への支援</li> <li>・市民活動への支援</li> </ul>	<p>第4章 子どもの権利の保障に関する施策等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利の保障に関する施策についての計画及び検証</li> <li>・相談体制の整備</li> <li>・暴力等の防止等のための措置</li> <li>・子どもの居場所の確保</li> <li>・子どもの意見表明等</li> <li>・子どもの権利に関する啓発活動及び支援</li> <li>・子ども等に対する支援等</li> <li>・関係者相互の連携の確保</li> </ul>	<p>第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの意見が尊重される環境の整備</li> <li>・子どもが相談できる環境の整備</li> <li>・子どもの権利の周知と学び</li> <li>・国立市子どもの権利の日</li> <li>・子育て家庭への支援</li> <li>・配慮が必要な子ども・家庭への支援</li> <li>・乳幼児期から豊かな学びを受けることができる環境の整備</li> <li>・子どもの居場所づくりの推進</li> <li>・不当な取扱い等に対する取組</li> <li>・危険な環境等からの保護</li> </ul>	<p>9 こどもの意見等の表明と参加</p> <p>10 こどもが安全・安心に過ごすことができる環境づくり</p> <p>11 こどもの居場所づくり</p> <p>12 育ち学びの環境づくり</p> <p>13 安心して相談できる環境づくり</p> <p>14 虐待,体罰,いじめ等の権利侵害の防止</p> <p>15 貧困の防止</p> <p>16 こどもの権利に関する普及啓発</p> <p>17 こどもの権利に関する施策の推進</p>	
	<p>第5章 子どもの権利擁護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護委員の設置</li> <li>・擁護委員の仕事</li> <li>・擁護委員の務めなど</li> <li>・擁護委員への協力など</li> <li>・相談と申立て</li> <li>・調査と調整</li> <li>・要請と意見など</li> <li>・見守りなどの支援</li> <li>・活動の報告と公表</li> <li>・擁護委員の庶務</li> <li>・相談・調査専門員</li> </ul>	<p>第5章 子ども施策の推進と検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・推進計画</li> <li>・推進体制</li> <li>・検証</li> </ul>	<p>第5章 子どもにやさしいまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分らしく居られる場所</li> <li>・年齢、発達などに応じた居場所</li> <li>・多様な学びの場</li> <li>・子どもからの相談</li> <li>・子どもの意見表明</li> <li>・子どもの参加</li> <li>・子ども一人ひとりに合わせた支援</li> <li>・子どもからおとなへの移行支援</li> </ul>	<p>第5章 杉並区子どもの権利救済委員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置</li> <li>・解嘱</li> <li>・責務</li> <li>・相談及び救済の申立て</li> <li>・調査及び調整</li> <li>・要請</li> <li>・活動状況の報告及び公表</li> </ul>	<p>第5章 権利侵害の相談・救済</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利侵害の相談・救済</li> </ul>	<p>こどもの権利擁護委員に関する規定</p> <p>18 こどもの権利擁護委員の設置</p> <p>19 権利擁護委員の職務の進め方</p> <p>20 権利擁護委員への相談等</p> <p>21 権利擁護委員の要請及び意見の尊重等</p>	
	<p>第6章 推進計画・推進体制・評価検証など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・推進計画</li> <li>・推進体制</li> <li>・国、東京都などとの協力</li> <li>・評価検証など</li> </ul>	<p>第6章 雑則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委任</li> </ul>	<p>第6章 子どもの安全と安心の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの安全</li> <li>・暴力、虐待および体罰の防止</li> <li>・いじめの防止</li> <li>・武蔵野市いじめ防止基本方針と武蔵野市いじめ防止関係者連絡会</li> <li>・武蔵野市いじめ問題対策委員会</li> <li>・武蔵野市いじめ問題調査委員会</li> </ul>	<p>第6章 委任</p>	<p>第6章 子どもに関する施策の推進と検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに関する施策の推進</li> <li>・子どもの権利に関する検証</li> </ul>		
	<p>第7章 雑則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委任</li> </ul>		<p>第7章 子どもの権利擁護の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・武蔵野市子どもの権利擁護委員</li> <li>・相談・調査専門員</li> <li>・権利擁護に関する必要な事項</li> </ul>				
				<p>第8章 条例の推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・推進計画</li> <li>・評価と検証</li> </ul>			